

平成14年(ワ)第19276号 平成15年(ワ)第6732号
損害賠償請求事件

原 告 シャムスリ外8396名
被 告 国 外 3 名

証拠説明書

東京地方裁判所民事第49部 御中

2006年3月9日

上記原告ら訴訟代理人
弁護士 籠橋 隆明

記

1. 甲B第65号証

作成者 インドネシア環境フォーラム(Wahana Lingkungan Hidup Indonesia / WALHI)

原本

本件ダム開発による環境破壊並び融資条件であるゾウの保護がなされていない事実を立証。

2. 甲B第66号証

作成者 弁護士 籠橋隆明

原本

甲B第65号証のCHAPTER 1 を翻訳

本件ダム開発現場の状況と開発による変化及び自然破壊の程度

3. 甲B第67号証

作成者 弁護士 籠橋隆明

原本

甲 B 第 65 号証の CHAPTER 2 を翻訳

本件ダム開発現場の状況と開発による変化及び自然破壊の程度、これに対する財政的評価

4. 甲 B 第 68 号証

作成者 弁護士 籠橋隆明

原本

甲 B 第 65 号証の CHAPTER 3 を翻訳

本件ダム開発現場の状況と開発による変化及び自然破壊の程度、とりわざウに対する影響

5. 甲 B 第 69 号証

作成者 弁護士 籠橋隆明

原本

甲 B 第 65 号証の CHAPTER 4 を翻訳

本件ダム開発現場の状況と開発による変化及び社会生活上の影響

6. 甲 C 第 38 号証

2006 年 2 月 15 日、原告代理人籠橋隆明撮影の写真。

乃至 トラック

本件ではプロウガダンの住民は移転に際してトランクに詰められて運ばれていたが、そのときと同規模のトランクを原告ザキルマン（原告番号 D . 2) の指示に従って撮影した。

乃至 原告ザキルマンが移転前に採っていた魚の種類を示す。

にはバウン、ゲソが、にはレランが、にはレランが、にはカピエが、にはタバが撮影してある。

及び カンパル川、本件ダム下流部
原告ザキルマンが移転前に居住していた場所に類似している。

乃至 原告ザキルマンの移転先住居近くの状況

草や低木が鬱そうと生い茂っているが、移転当時原告ザキルマンの家はこのような草や低木の囲まれており近づくのも容易ではなかった。

移転後の補償として支給されたゴム園の近く。

原告ザキルマンの指で指示した方向にゴム園がある。

原告ザキルマンの家族

及び 原告マルリスが移転補償として政府が用意した家屋内部を指示している。光が漏れ、すきまが多いことがわかる。マルリスの指先は同人が移転した当时、同人にあてがわれた家についてはこの指先あたりまで泥がたまっていたことを示す。

及び 旧タンジュン村の家

原告ザキルマンが移転前に居住していた家屋に類似する。

7. 甲 C 第 39 号証

原告ザキルマンの身分証明書 (K.T.P.)